

平成23年生駒市議会（第4回）定例会議案

（ 追 送 分 ）

平成23年6月9日

生 駒 市

平成 23 年生駒市議会（第 4 回）定例会議案目録

（追送分）

議案番号	議案名	頁
議案第 40 号	和解について	1～2
議案第 41 号	生駒市副市長の選任について	3

和解について

生駒市（第1審原告）と、中本幸一・酒井隆（第1審被告）との間で係争中の平成23年（ネ）第289号損害賠償請求控訴事件の裁判上の和解を下記のとおり大阪高等裁判所において成立させるため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号の規定により、議会の議決を求める。

記

1 相手方



中 本 幸 一



酒 井 隆

2 和解の概要

- (1) 第1審被告らは、第1審原告に対し、本件損害金として、既払金を除くほか、連帯して200万円の支払義務があることを認める。
- (2) 第1審被告らは、第1審原告に対し、連帯して、前項の金員を平成23年7月15日限り、第1審原告代理人指定の銀行口座に振り込む方法で支払う。
- (3) 第1審原告は、第1審被告らに対するその余の請求をいずれも放棄する。
- (4) 第1審被告中本幸一（以下「第1審被告中本」という。）は、第1審原告に対し、第1審原告が奈良地方裁判所平成19年（ヨ）第43号不動産仮差押命令申立事件について提供した下記担保の取消しに同意し、その取消決定

に対し抗告しない。

記

第1審原告が平成19年6月28日株式会社近畿大阪銀行（梅田支店）との間に第1審被告中本のため2,200万円を限度とする支払保証委託契約を締結する方法による担保

- (5) 第1審原告と第1審被告らは、第1審原告と第1審被告中本との間、第1審原告と第1審被告酒井隆との間に、本件に関し、本和解条項に定めるほか、他に何らの債権債務がないことを相互に確認する。
- (6) 訴訟費用は、各自の負担とする。

平成23年6月9日提出

生駒市長 山下 真

生駒市副市長の選任について

生駒市副市長に下記の者を選任したいから、地方自治法（昭和22年法律第67号）第162条の規定により、議会の同意を求める。

記

住 所 東京都品川区●●●●●●●●●●●●●●●●●●

氏 名 小 紫 雅 史

生年月日 昭和●●年●月●●日

平成23年6月9日提出

生駒市長 山下 真